

## 平成28年第2回東海村議会定例会（初校）

平成28年6月10日（金曜日）

○**舛井文夫 議長** 次に、議席番号14番、大名美恵子議員の一般質問を許します。

○**14番 大名美恵子議員** 日本共産党の大名美恵子です。質問に従い一般質問を行います。

1点目は、東海第二原発の老朽化及び事故発生時の被害想定についてです。

東海第二原発は、今年11月28日には運転開始から38年になります。東大名誉教授で金属材料科学が専門の井野博満氏は、2007年11月の雑誌「科学」紙上で「日本の原発建設はアメリカにおくれること約10年、1968年までに建設されたアメリカの原発は全て閉鎖されたので、日本は老朽化原発の先進国になりつつある。70年代当時、事業者が作成した設置申請書には、圧力容器の寿命を40年、実効運転期間32年と想定して、容器鋼材の中性子照射脆化を推定している」と述べています。

今、多くの住民が「老朽原発は運転すべきでない」「福島第一原発の事故で原発技術の不完全さが明らかとなり、国が「事故は起こり得る、放射性物質の放出もあり得る」と方針を転換させたことは絶対認められない」「30キロ圏内に90数万人人口、150キロ圏内には首都東京が含まれるとてつもない危険をはらんだ立地環境」など訴え、再稼動の中止を求めています。

東海第二原発の老朽化を判断する一つに、圧力容器の中性子照射脆化の状況が重要と考えます。原電はホームページで圧力容器監視試験片による試験結果などを公表していますが、立地自治体である村は試験片の装荷状況、試験結果の状況をどう認識し、判断されているか、また避難計画策定に向けた検討などで段階を追った事故現象の想定はされていると考えますが、その事故による被害の想定は必要ないのか、考え方を伺います。

○**舛井文夫 議長** 答弁を求めます。

村民生活部長。

○**川崎明彦 村民生活部長** それでは、お答えいたします。

中性子照射脆化とは原子炉圧力容器が長期間中性子の照射を受けることによりまして、固く脆くなり、負荷に対する抵抗力が徐々に低下していく現象でございます。原電から原子力発電所の圧力容器の中性子照射脆化について、平成19年11月に高経年化技術評価の結果とともに報告を受けているところでございます。

東海第二発電所では中性子照射脆化の程度を判断するために、原子炉圧力容器と同様の部材を監視試験片といたしまして炉内に設置いたしまして、一定期間の後に取り出して監視試

験を行っております。これにより中性子照射脆化の指標となります遷移温度の上昇や上部棚吸収エネルギーの低下を測定しながら管理し、原子炉压力容器の健全性の確認を行っております。

試験片を装荷しているカプセルは原子炉建設当時から4つ設置されておりまして、試験の結果につきましては平成18年度末時点で部材における脆性遷移温度の上昇や上部棚エネルギーの低下は60年供用時の予測値でも基準を満たしているものと評価されているところでございます。

また、事故による被害につきましては、その原因や規模により大きく異なってくることから、正しく想定することは非常に難しいと考えております。しかしながら、避難計画の実効性を高めるためには、さまざまな被害を想定した実践的な避難訓練を実施し、課題の解決を図っていくことが必要であると思っております。避難計画を実施する際には広域避難計画をより実践的なものにしていくために、さまざまな被害を想定していきたいと考えております。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 再質問をさせていただきます。

今の答弁を踏まえまして、1つは、試験の結果について、答弁では平成18年度末時点の値をもって基準を満たしているということですが、これは大震災以前の評価です。問題はないのか認識を伺います。

2つは、原発の老朽化の考え方ですが、発電所では原子炉压力容器のほかにも配管など多数の設備があり、これの老朽化も懸念されます。これらについて見解を伺います。

3つは、被害想定について。東海発電所着工の1960年当時、旧科技厅は原産会議に委託して、東海発電所が重大事故により2%の放射性物質を放出した際の被害推定を行いました。死者は720人を超え、5,000人が障害を発生し、400万人が被ばく、最大損害額は3兆7,300億円と、当時の国家予算の2倍にもなるというものです。推定被害が余りに大きかったため、国はこのレポートの存在を隠し続け、公式に認めたのは1999年ジェー・シー・オー臨界事故直前の国会質問の際です。稼動40年が近づいた今、東海第二原発を動かそうとする動きを感じて、多くの住民が余りに危険が大き過ぎると心配しておりますが、被害想定をすることで、動かしてはならない原発であることを誰もが納得するのではないのでしょうか。被害想定を国に求めてはどうか伺います。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

村民生活部長。

○川崎明彦 村民生活部長 それでは、お答えいたします。

原子炉圧力容器の中性子脆化につきましては、今回の震災により新たな知見が得られたものとは考えておりません。今後の評価につきましては、現在原電で高経年化技術評価として60年の供用を仮定した健全性を評価しているところでございますので、村といたしましては評価結果を注視してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

施設の老朽化の懸念につきましては、定期的な部品交換を含めました予備的保守、ほかの事業所等の事例を参考といたしました日常的な点検の強化を求めているところでございます。原子力災害時の被害につきましては、さまざまな想定を行うということは非常に必要であるというふうに感じております。被害の想定につきましては、ちょっとできるかどうかわかりませんが、内閣府の協力を得られるように求めてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 高経年化技術評価ですけれども、これは国の方針のもと行われたと思いますが、60年運転と直結するものではないこと、村は住民が再稼働ストップと言っているこの声をしっかり受けとめていくことが賢明であるということをもっと述べたいと思います。

そして、再々質問としまして、6月2日に東海第二発電所管理区域内で放射性廃液が漏れる事故がありました。現時点では原因は未解明と思いますが、私は液体保管設備などの老朽化が影響しているのではないかと推測します。村の考え方はどうか、またこれまでの対応について村長に伺います。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

村長。

○山田修 村長 お答えします。

今回の放射性廃液の漏れについては、まだ原因がわかっておりません。老朽化が起因しているのかもまだそこははっきりしておりません。今回の6月2日の事故につきましては、その日の夕方から私のほうにもどんどん連絡が入ってきまして、状況については村のホームページでも掲載したところですが、翌日には発電所所長が説明しに来ました。私は時系列で追っていくと情報連絡がちょっと遅かったりとか、そういうところの問題点を指摘して、原因の徹底究明と再発防止策ということで申し渡しました。その6月3日のうちに現地のほうの

立入検査も3時半頃に行っております。

その結果につきましては、県と一緒に入っていますので、県の方のホームページに載っておりますが、その確認まではしまして、さらに6月6日に原電の副社長も来まして、そこでも改めて今回の対応について私の方から厳しく指導しておきましたので、今はその原因究明の結果とその後の対応についての報告を待っている状況でございます。

いずれにしましても、こういう事故が起きたということで、改めて原電に対しては日ごろの安全管理のさらなる徹底を強く求めたいと思っています。

以上です。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 原因究明はまだだということで、先ほど原安課の方に伺いましたところ、原因究明に少し時間がかかりそうというようなことを昨日原電から話があったということです。

そして、原電の通報のおくれ、これは今多くの方が怒っています。避難計画が原電の通報から始まる、そういうことになってはいますが、全く信用ができません、さらに怒りが募っております。東海第二の設置許可申請は、圧力容器の寿命40年、実効運転期間32年の想定で監視試験片4カプセル装荷で行われました。3回目の試験の際、壊した試験片をくっつけて再生試験片として再装荷したと聞きましたが、20年延長をもくろんでのことでしょうか。

また、運転40年が目安の4つ目のカプセルは既に取り出してあるとのこと。住民感覚では、どう考えても再稼働は中止すべきです。

では、2点目の質問に入ります。

東海村広域避難計画案について移ります。

既にきのうからやりとりが始まっていますので、重複しないよう努力します。

コミセン6カ所における188名の住民との意見交換会と、この16日までのパブリックコメントを経た後、年度内には計画策定とする方向性が示されています。意見交換会では住民から大変貴重な意見が100を超え出されました。私なりに大別しますと、1つはこの案では被ばくは避けられず、避難はできない。2つは内容不十分でも策定となれば、東海第二再稼働の条件の一つとされる。3つは、仮に逃げられたとしても、村には戻れず、生活の保障がないなどです。これらとの関係で具体的な質問や意見がさまざま出ていました。

1回目の質問です。私が大別した住民意見の1と3に対する見解、そして今後パブリックコメントも含めた住民意見の検討、反映を経て策定の決定機関となる村防災会議に付す基準

と時期をどう見ているか伺います。

○**舛井文夫 議長** 答弁を求めます。

村民生活部長。

○**川崎明彦 村民生活部長** それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、広域避難計画に関します住民意見交換会を開催いたしましたところ約150件もの貴重なご意見をいただきました。私も全ての意見交換会の方に参加させていただきまして、大変有意義であったと実感しているところでございます。まず最初に、計画で避難できないという部分でございますけれども、茨城県の計画に基づきP A Z圏内は事象により先に避難を開始する計画となっておりますことから、被ばくを避けて迅速に避難できるような情報の伝達のあり方や避難経路の分散など意見交換会でいただいたご提案について関係機関とも協議しつつ、訓練を通して検証してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

それから、2つ目の防災会議に附します基準についてということで、災害対策基本法第16条及び東海村防災会議条例第2条の規定に明記されておまして、東海村地域防災計画やその関連計画を付議しなければならないとなっているところでございます。

審議の時期につきましては、住民意見交換会やパブリックコメントの意見を集約いたしまして、計画案に反映できる要素は盛り込み、関係機関との調整が一定程度ついたころということと考えております。

以上でございます。

○**舛井文夫 議長** 大名美恵子議員。

○**14番 大名美恵子議員** 再質問です。

被ばくを避けることが本当にできるのか、多くの村民の疑問となっています。

1つは、本村の広域避難計画案の有効性確認のためには、策定義務があるU P Z圏内14市町村の策定状況が重要と考えます。状況を把握しているのか伺います。

2つには、住民の不安解消のために、計画の冒頭に本計画は東海第二原発の再稼動のためのものではない旨明記してはどうか。

3つには、策定前の避難訓練の実施ですが、実効性や住民などの動き方を確認する意味で必要と考えるわけですが、きのうの答弁で大規模訓練では策定が大幅におけると、年内策定を意識し、強調していました。しかし、仮に策定前に訓練を実施する考えを持つなら、せめてその時点で可能な限り本番に近づけた訓練を行いたいくらいの構えが必要ではないでし

ようか。とりあえずやったという実績のためではなく、必要なことをしっかりつかむことができる訓練が重要です。改めて見解を伺います。

○**舛井文夫 議長** 答弁を求めます。

村民生活部長。

○**川崎明彦 村民生活部長** お答えいたします。

現在14市町村では県外避難先の確保や住民説明会の実施など個々の課題もございますけれども、策定に向けて作業を進めているということでございます。

また、本計画は再稼働の十分条件ではございませんので、再稼働のための計画ではないということは全くおっしゃるとおりでございますけれども、計画中に明記することは考えておりません。

それから、計画策定前に避難者の動きや関係者の手順を確認するためにも、何らかの小規模な訓練については今後検討させていただきたいと、このように思っております。

○**舛井文夫 議長** 大名美恵子議員。

○**14番 大名美恵子議員** また「小規模な」など言っていますね。それはもうそういうことではなく、もっと本当に必要だということやっていただきたいと思います。

再々質問です。村長にお聞きします。

住民が最も危惧するのは、実際には避難できないような不十分な内容であっても、計画策定となれば東海第二原発再稼働の条件の一つになるということです。村長は会見で「年度をまたぐことはいかかなものか」など述べたようですので、心配は一層深刻です。避難受け入れ先の3自治体には何の計画もない、こうした状況で本年度中に策定しなければならない理由とは何か。また、村民避難計画ですから村民の納得が重要と考えます。村民の納得についてどう考えるか伺います。

○**舛井文夫 議長** 答弁を求めます。

村長。

○**山田修 村長** お答えします。

この村の広域避難計画の策定が再稼働に結びつかないというのは部長が申し上げたとおりです。私もそう思っています。策定を年度をまたぐことを危惧しているということですが、1つはこの避難計画に基づく避難訓練、先ほどから部長が小規模と言っていますが、私自身も村の単独の広域避難計画と県の避難計画だけでは多分やれることは限られているなというふうに感じています。

これは東海村が市町村では初めてのケースになりますので、まずうちが基本的なものをつくって、周辺の市町村もやっぱりそれを参考にしながら避難計画をつくってもらいたいと。県の計画ができて、UPZ14の市町村も含めて、そこで避難計画が全部そろいますと、多分それは県内全体のまとまった本当に想定ができる避難訓練ということで、そういうことに結びつくのかなというふうに思っていますので、そういう方向に持っていくためにも、とりあえず東海村がまずつくって、周辺に模範を示したいと。住民の納得ということですが、これほかのものでもそうなんです、私の中で日本語としてやっぱり納得というのはかなり難しいところだと思っています。

ただ、やっぱりこの問題について避難ということに関しましては、最終的に住民の皆様方が自分である程度判断して行動できると。その行動についてのこの計画が一定の理解を得られるというところまではもっていく必要があるだろうというふうに思っていますので、その住民の方々の理解をどこまで得られるかということが多分この計画に求められていると思っていますので、そういうことを意識しながら計画策定には臨んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 住民の最大の危惧するところですが、計画が、昨日の答弁でもありました再稼働の条件だという公式見解はないということで述べられましたが、このことについては仮に村が思っても、この思いとは別な形で再稼働への弾みに必ず使われていくというふうに私も含めて多くの方が思っていますということを述べさせていただきまして、3点目の質問に入ります。

待機児童解消に向けた取り組みについてです。

3月議会でも取り上げ、昨日の質問でもやりとりがありました。子供や子育てを重視するという本村で、待機児童が多いことに多くが胸を痛めています。私は、その解消策としては必要に応じた認可保育所の新設が要と考えます。関連して3点伺います。

1点は、新年度、民間の認定こども園2園が開園しましたが、待機児童の状況はどう変わったか、また現状をどう認識するか。

2点は、この問題を考えるとき、重視すべきは待機児童だけではなく、入所待ち児全体の解消です。昨日の答弁では、入所待ち児の場合、特定の保育所のみを希望されているなどにより入れないので、村はこの受け皿となる事業を拡大したということです。この方々の受け皿

の利用状況を伺います。

3点は、保育士の処遇改善の関係ですが、本来保育現場は有資格者の正規雇用によって子供の育ちに責任を持つ豊かな保育展開が重要です。これまでの国の人事指導では、村がいい保育にしたいと考えれば臨時職員で行うしかなかった。何とも現場を無視した人事政策でした。しかし、昨日の答弁で、今、村には正規保育士採用の計画があることがわかり、長年の現場の声が実ったものとして、ともに喜びたいと思います。

質問は、全国的なこの問題をめぐって明らかになった保育士の処遇改善の必要性にかかわり、本村の保育士処遇の実態を伺います。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

福祉部長。

○中村正美 福祉部長 お答えいたします。

まず1点目の待機児童の状況、そして現状をどう認識するかという点についてでございます。本村における保育所の待機児童の状況につきましては、平成23年秋頃から顕著化し、平成25年度まで急激な右肩上がり増加の傾向にあったことから、百塚保育所の増築やとうかい村松宿こども園の整備により、公立保育所、認定こども園の定員枠の拡大を図り、待機児童の増加抑制、減少に努めてきたところでございます。

しかしながら、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所入所要件が拡大され、入所申し込みが増加したことにより、平成27年4月1日時点での本村における待機児童数は25人、同年10月1日時点では31人となっております。このような状況への対応といたしまして、さちのみ認定こども園、おおくす船場こども園の開設により、保育の量的拡大を図ったことから、本年4月1日時点での待機児童数は7人と減少したところでございます。

入所申込者が昨年同月比で70人増えている中で待機児童数の減少であることから、民間の認定こども園2園の開設は待機児童解消の対策において一定の成果があったものと認識してございます。

次に、待機児童を含めた入所待ち児童全体が解消されるべきだという中で、昨日、吉田議員のご質問にお答えしましたとおり、4月1日時点では入所待ち児童数は待機児童数を含めまして84人ということでございます。この方たちが児童受け皿の拡大策として民間の認定こども園等の一時預かり、あるいは村立幼稚園における就労に対応した預かり保育を実施しておるところでございますが、その利用状況ということでございますが、入所待ち児童のうち

一時預かり事業を利用する方、これにつきまして公立・私立保育所、こども園を併用するケースがほとんどでございます。そして、その人数は概ね10人程度、それから村立幼稚園の預かり保育を利用する人数につきましては5人程度となっております。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

総務部長。

○佐藤文昭 総務部長 私から保育所の処遇の実態についてお答えいたします。

今年4月時点での保育所及び認定こども園における保育士、保育教諭の職員数につきましては正職員43名、臨時職員33名の合計76名でございます。全体の4割が臨時職員となっております。

また、今年度の臨時職員の賃金につきましては、昨年度より若干であります。引き上げまして、保育士等としての経験年数に応じて時給1,130円から1,170円までとなっております。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 では、再質問をいたします。

1点は、村が本年度待機児解消策として予算化した小規模保育事業支援ですが、これは無資格者による保育があることや3歳以後の保育の場確保が困難など根本的解決を見ないことから、これに頼るべきではありませんが、現在どのような状況か伺います。

2点は、平成23年度からの待機児顕著化の分析が重要と考えますが、分析が行われたのか伺います。

3点は、民間のこども園が2園開園したことで一定の効果が見られたとのことですが、もう1園新設があれば入所待ち児童も含めた解消が図れるのではないかと考え方を伺います。

4点目に、臨時保育士のさらなる賃金アップを行い、より働きがいのある職場とし、募集をかけても確保が難しいという現状の改善を図ってはどうか伺います。

ここで、一言触れます。昨日の質問で村の人事に差別ととれる内容があるのではないかと旨の発言がありました。ところが、村内にはこれとは比較にならない全く不当、法外の人事差別、賃金差別が行われている事業所があることを知りました。村民も差別を受けています。私はぜひとも公の力で差別をやめさせてほしいと願っているものです。これはコメントなしで結構です。

以上の質問です。

○**舛井文夫 議長** 答弁を求めます。

福祉部長。

○**中村正美 福祉部長** 私からは3点、小規模保育事業支援事業について、それから待機児童増加傾向について何らかの分析はしたのかということと、待機児童対策について、もう1園新設があればというようなことについてお答えをさせていただきます。

まず、小規模保育の進捗状況でございますが、今年度の予算に保育対策総合支援補助事業といたしまして、民間事業者が小規模保育施設を設置するための改修に要する経費に対する補助金分を計上してございます。現在は小規模保育を運営する能力と実績がある民間事業者の調査を進めている段階でございます。

続きまして、平成23年秋頃からの入所申込者数の増加傾向の分析についてでございますが、現在の待機児童と比較しますと、現在は3歳未満の低年齢児に偏る傾向にありますが、当時は3歳以上の児童が急激に増加した状況がございます。この要因といたしましては、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災や経済低迷などの当時を取り巻く社会情勢の影響により、共働きを選択する家庭が急激に増加したためと考えております。

次に、議員ご提案の保育所の新設についてでございますが、近年の核家族化の進展や共働き世帯の増加等により、保育所の利用ニーズは当分の間、高まる傾向が続くと考えております。しかし、その一方で将来推計人口を見ますと、本村においても今後、一層少子化が進行する見込みであり、これら社会情勢の変化を勘案し、中長期的な視点で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**舛井文夫 議長** 答弁を求めます。

総務部長。

○**佐藤文昭 総務部長** 私からは保育士の確保、賃金に関しましてお答えします。

保育サービスを確実に提供するためには保育士等の確保は欠かせませんので、村としましても必要な対応をしていかなければならないと考えております。そのためには、一億総活躍社会に関する国民会議における保育士賃金の引き上げ方針や近隣の状況等を踏まえた賃金見直しの検討、それに潜在保育士の発掘のため、働き方のニーズに合わせた短時間勤務職員の活用など多面的に保育士の人材確保について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 再々質問ですが、その前に社会情勢の変化ということの中には、子供数は減ってきて働く親が増えているというそういう状況もあるかと思えます。それで今起きている待機児問題というのものもあるかと思えます。

ここで、保育の量確保について再々質問で1点は伺います。

保育ニーズは今後も高まる傾向が続く中、村としては今後、正規保育しを増やしていく、この考え方は、必要な保育の量は公設公営で確保するという考えに基づくものと私は受けとめました。今後の公設公営での保育の量は公的責任をきちんと果たすという観点から、増やすことはあっても、減らしてはならないと考えます。公的役割の果たし方も含めて、考え方を伺います。

2点目は、正規保育士と臨時保育士の仕事の内容ですが、これまで臨時保育士でも担っていた担任は今後は正規保育士が担う、しかし臨時保育士もまだ必要ということですが、臨時保育士さんにはどのような仕事を期待するのか伺います。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

福祉部長。

○中村正美 福祉部長 お答えいたします。

現在、今後の保育所、幼稚園のあり方、方向性について検討しておりますが、先ほどお答えしましたとおり、保育所利用ニーズの変化や少子化の進行などの社会情勢の変化を勘案し、中長期的な視点で適正な保育の量の確保を主眼においての検討をしております。保育の量の縮小ありきで検討しているものではございません。

また、公的な役割につきましても、村の責任において質の高い保育を提供する必要があると考えておりますが、その方策としましては、公設だけでなく、民間活力を利用することも視野に入れ、その効果を十分に研究しつつ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 まず根本解決を見ない小規模保育を実施する事業者の調査、これはやめるべきです。また、質の高い保育の提供を民間の活力を活用して、このことは民間の認可保育所とかいうことであるならまだわかりませんが、学童保育や給食調理の民間企業委託と同じような手法、これはお金を出すだけという公的責任の果たし方ということで責任を果たすということにはなりません。正規保育士を増やして公設公営の保育の量を増やす、こ

のことも本来の待機児解消策であることを述べさせていただきます。

質問の4点目です。T P P大筋合意の本村への影響についてです。

2012年12月の総選挙で「T P P断固反対」「ウソつかない」と公約した自民党ですが、選挙が終われば強引に交渉に参加し、国会や国民を裏切って大筋合意をしてしまいました。今、大筋合意について「国会決議違反」「批准をするな」と全国の多くの関係者が叫び、先の本村3月議会にも「大筋合意を批准しないで」と請願が出ました。私の前回質問以降、大筋合意の本村農業への影響についてどう評価されているか伺います。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

建設農政部長。

○荒川直之 建設農政部長 お答えいたします。

T P P大筋合意に伴う本村への影響についてお答えいたします。

茨城県では関税率が高く、国内の生産が多い農産物12品目についてT P P協定による影響を試算し、平成28年1月に結果を公表いたしております。これによりますと、14品目の農産物の生産額は最大で41億3,000万円減少し、品目別に見ますと麦類への影響が著しく、小麦、大麦の生産額の減少率は、ともに30%を超える結果となっております。

このような中で、本村における平成28年度作付計画といたしまして、小麦が約24ヘクタール、大麦は約50ヘクタール作付されておりますので、T P P協定の影響が懸念されているところでございます。

特に小麦につきましては、国産小麦は輸入小麦よりも品質のばらつきが大きくて使いづらいというユーザーの指摘があるため、T P P協定による影響は大きいものと考えております。

一方、大麦でございますが、本村で栽培されております六条大麦、カシマムギは麦茶としての加工適性が高く、ユーザーから需要が多いため、T P Pによる影響は小麦と比べまして小さいものと考えております。

なお、米につきましては、1キログラム当たり341円という関税措置が適用されることや、仮に輸入量が増えたとしても、輸入増加分を備蓄米として国が買い入れることとしております。本県の試算結果においても、米の生産額の減少はゼロでありますように、米に関しましては影響はないものと考えております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き国の動向を注視し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 今年度からスタートした農業振興計画ですが、本村の農業振興を描いたものとなっています。この大筋合意による本計画推進への影響をどのように見ているか再質問として伺います。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

建設農政部長。

○荒川直之 建設農政部長 お答えいたします。

村といたしましては、東海村農業振興計画が掲げます多様な担い手が支える農業や新たなマーケットを生かす独自の農業などの4つの将来像の実現に向けまして、着実に取り組んでいくことがTPP対策につながるものであり、現在のところ計画推進に与える影響はないものと考えております。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 再々質問をさせていただきます。

今の答弁で計画を着実に取り組むことがTPP対策につながり、現在のところ影響はないということで、確信を持つほどのことではないんだと思いますが、明確に言い切っておりますが、TPPの最終目的、これは関税撤廃です。このことへの対策にはなり得ないというふうに思います。国が国会決議を破ってまでTPPにしがみつような状況下、いずれ本村の農業と農業者、村民を守り切れなくなることが必ず来ると思います。根本対応として必要なことは、村が批准を許さず、TPPからの撤退を明確に求めることです。

質問としましては、差し迫った問題として、本村主力の麦への影響を避ける対策です。私はまず本村産小麦の品質の向上を図ること、そして外国産小麦に多い収穫後の農産物に農薬をかけるポストハーベストの危険性の周知を強め、国産小麦の需要を高めることが重要と考えます。見解を伺います。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

建設農政部長。

○荒川直之 建設農政部長 お答えいたします。

麦類は水田農業の転作作物として本村の主力作物になってございます。このため、外国産麦の輸入量が増えましても、それに負けない麦づくりを推進していく必要があると考えております。また、議員ご心配のポストハーベストにつきましては、日本の港等の検疫所におい

て農薬の濃度が検査され、基準値を超えるものは廃棄等の対応がとられております。このため、危険な外国産麦は一般には流通していないものと考えておりますが、村といたしましては子供たちにより安心して食べてもらえる安全な国産小麦を生産していく必要があると考えております。そのためにもJA常陸や農業改良普及センター等の関係機関と連携し、パンや麺用など需要に応じた品種の導入に加え、圃場の排水対策の徹底や土壌の状況に応じた肥培管理、適時適切な防除等の実施を推進し、麦類の収量と品質の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 「外国産麦は一般には流通していないものと考えております」、これは実態を見ない答弁かなと思いますが、この場ではこういうふうに言うしかないのかなというふうにも理解します。学校給食食材でも、このポストハーベットの多くの輸入小麦が使用されているのではないかと危惧されます。ポストハーベスト農薬は日本では禁止されています。子供たちの体をつくる給食では国産を使うよう農政課からの提言が求められていることを述べます。

質問の5点目に移ります。

小中学校入学準備対応の援助制度についてです。

昨年6月議会でも取り上げました就学援助制度があることは、教育委員会のホームページで広報された大変重要な制度であり、全ての子に等しく安心して学ぶ機会を保障する一環として、必要な人の利用が進むことが求められております。そのためには、村のきめ細かい手だてが重要です。

まず4点お聞きします。

1つは現在の広報内容、周知方法、2つは制度利用の状況について、3つは援助金の支給方法について、4つ目として小中学校入学準備に係る費用援助金の支給時期について現状をどう考えるか伺います。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大内伸二 教育次長 お答えいたします。

就学援助制度の現状等のご質問でございます。

1点目の広報内容、周知方法については制度概要を村公式ホームページに常時掲載するとともに、1月の新入学児童生徒の保護者向け説明会や4月のPTA総会開催時におきまして

チラシなどを配付してございます。

2点目の制度の利用状況でございますけれども、27年度の実績ですが、233名の児童生徒が支援の対象となっております。

3点目の認定方法及び支給の流れについてでございますが、当該学年ごとに所得状況を勘案して支給する制度でございますので、その年度の住民税課税額が明らかとなります6月以降に認定手続を開始いたします。

年度当初に保護者の方から申請書を受け付けた後に、住民税課税額の確認、学校及び民生児童委員による意見をもとにいたしまして、教育委員会の審議決定を受けて認定となりますため、一連の事務手続が終了いたしますのは早くとも7月末となっております。

支給される時期でございますけれども、学期ごとに費用の積算額が異なりますので、各学期終了後となっております。

最後に、4点目の入学準備に係る援助費の支給時期についてでございますが、通常分と同じ時期の1学期末となっておりますが、この点につきましては所得の把握や認定の手続に係る事務処理が通常の就学援助費と同じ手続となっておりますため、やむを得ないと考えております。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 再質問いたします。

1つは、本村の認定基準はどうなっているか。

2つは、入学準備に要する費用の支給は入額するまでに支給されることが本来ではないかと考えますが、認定が6月以降になっているのは当該年度の所得に基づくためだということですが、これを前年度の所得に基づく認定に変えることで入学前の支給にすることはできないか伺います。

以上です。

○舛井文夫 議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大内伸二 教育次長 お答えいたします。

認定基準についてでございますけれども、就学援助費は世帯の所得に応じて要保護、準要保護に区分してございまして、支給する費用の内容も異なっております。要保護とは生活保護を受給している世帯でありまして、準要保護とは生活保護を受給していないものの経済的

に苦しい世帯でございます。

準要保護の認定に当たりましては、自治体によって、さまざまでございます。例えば生活保護の基準額に一定の係数を掛けた、例えば1.2倍とか1.3倍というような設定をしている自治体もございますが、本村におきましては、より明確な基準といたしまして、児童扶養手当の認定の所得基準に準拠してございます。

なお、入学準備に係る援助費の早期支給のために、6月の住民税課税額を待つではなく、前年度の課税額をもって認定できないのかとのご質問でございますが、就学援助は当該学年の経済状況に鑑みて支給する制度でありますので、入学準備費だけを切り離して前年度所得により認定することは、現在の制度では困難であると認識してございます。

以上でございます。

○**舛井文夫 議長** 大名美恵子議員。

○**14番 大名美恵子議員** 再々質問をさせていただきます。

本制度の充実のために3点伺います。

まず1点は、入学準備に係る費用は小学校で約15万円前後、中学校では20万円前後と高額であることを関係者から聞いております。石川県白山市や福岡市では就学援助費の入学準備金の入学前支給を行っているとのこと。本村でも取り組んではどうか、ぜひとも研究していただきたいわけですが、考え方を伺います。

2点は、2010年度から拡大された就学援助の対象項目について本村の対応を伺います。

3点目に、村のホームページ上での制度概要説明は、援助金の支給時期の表示がありません。制度の全てがわかるよう、掲載内容の充実が必要と考えます。見解を伺います。

○**舛井文夫 議長** 答弁を求めます。

教育次長。

○**大内伸二 教育次長** お答えいたします。

最初に、入学準備金を就学前に支給してはどうかとのご質問でございますが、議員がおっしゃるとおり、入学時には学用品等の準備が必要でありまして、保護者の経済的負担が大きい時期であるとは認識してございます。経済的支援を必要とする方が、必要とする時期に支援を受けられるよう、また制度自体がわかりやすく申請のしやすいものとなるよう、ほかの自治体の先進事例の情報収集に努めるとともに、支援の充実を検討してまいりたいと存じます。

次に、国が対象項目を拡大した点でございますけれども、国は平成22年度から要保護児童

生徒に対する補助事業におきまして、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目を追加したところでございます。

準要保護世帯に対する就学援助につきましては、市町村の単独事業でございますが、県内自治体でこの国の動きに対応したところは平成26年度でございますけれども、約3分の1の自治体が項目を追加してございます。こういうこともございますので、今後、村といたしましても、これらにつきまして検討を要する課題であると認識してございます。

最後に、保護者等への周知につきましては、支給時期も含めまして制度全体がわかりやすくなりますよう村公式ホームページの掲載内容を充実させてまいりたいと考えております。

また、村では7月からスマートフォン、タブレット向けの情報発信手段といたしまして、東海村公式アプリの提供を開始いたします。このアプリはプッシュ通知の機能がありまして、アクセスしなくても情報が自動的に届くという機能を備えておりますので、子育て世代の多くの方々が利用しているスマートフォン等に積極的に情報提供を行って、さらなる制度の周知を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○舛井文夫 議長 大名美恵子議員。

○14番 大名美恵子議員 質問は終わりですが、村におかれましては絶えずきめ細かいサービスの提供に心がけていただき、村民生活が安心・安全なものとなるよう取り組んでいただくことを求めるものです。

以上で私の一般質問を終わります。

○舛井文夫 議長 以上で大名美恵子議員の一般質問は終わりました。